

# スキップ

No.23

2011年11月3日

J R 東海労働組合

秋の闘いシリーズ⑧

## 60才以降の労働条件の向上を！ 専任社員の実質手取りは10万円？

すべての社員の皆さん！ J R 東海労は今年度の労働協約・協定改訂交渉で「60才以降の雇用」について、主に以下のように主張しました。

- \* 年金支給年齢の引き上げに伴い「60才定年制」を見直し、年金支給年齢まで完全雇用を実施すること。
  - \* 専任社員の体力、賃金に見合った労働条件に改善すること。
- これに会社の回答は・・・、

「専任社員制度を設け、65才までの雇用を保証している」「高齢者であることを理由に特別な業務内容、勤務形態とすることは考えていない」というものでした。

過日、政府の社会保障審議会の年金部会での年金支給年齢の延長に関する議論についてマスコミが報道し、各企業としても高齢者雇用について無視できない状況にもあります（その後、通常国会には関連法案を提出しないことが明らかとなる）。

J R 東海では60才定年後、専任社員として再雇用する制度がありますが、専任社員から「一年目の手取りが少ない」「専任社員契約満了まで身体が持たない」といった声が上がっています。また、年金支給年齢延長問題に関連して、現行の専任社員制度に対する不安の声も上がっています。さらに専任社員として働きたくても、専任社員の労働条件に不安抱き、退職する社員も多く存在します。

このような声を労働組合として受け止め、汲み取り、真剣に取り組み、専任社員の雇用・労働条件を改善するべきではないでしょうか。

**J R 東海ユニオン指導部よ！専任社員の声を聞け！  
年金支給年齢までの完全雇用と、  
安心して働ける専任社員の労働条件改善を！**